

起案:内田 康太

承認:代表取締役 宮永 一郎

版:第1版

発行日:2026.7.6

訪問看護重要事項説明書

訪問看護の利用者がサービスの提供を開始するうえで必要な重要事項説明(厚生労働省令第37号第8条に基づき)を以下のとおり説明いたします。

＜令和8年7月6日現在＞

1.指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称 株式会社 リハビリネクスト

代表者氏名 代表取締役 宮永 一郎

本社所在地(連絡先及び電話番号等)鳥取県米子市両三柳2136番地 電話 0859-57-7534

2.利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

事業所名称 てと訪問看護ステーション米子

事業所所在地 連絡先 0859-57-8706

FAX:0859-57-8203

緊急時電話番号:070-5281-7641

相談担当者氏名:内田 康太

事業所の通常の事業の実施地域

米子市、境港市、西伯郡、日吉津村、日野郡、島根県安来市

3.事業の目的

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業

(以下「本事業」という)の適正な運営を確保し、利用者の心身の特性を踏まえてその能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援することを目的とする。

4. 運営方針

運営方針は次のとおりとする。

(1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が維持出来るように支援するものとする。

(2) 指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

(4) 事業の実施にあっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(5) 指定訪問看護のサービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所(指定介護予防訪問看護にあっては地域包括支援センター)へ情報提供を行うものとする。

5. サービスの内容 訪問看護は、主治医の指示により保健師、看護師、准看護師(以下看護職員)が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行うサービスです。また、必要に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下療法士等)が訪問しリハビリステーションの支援

を行います。その場合、療法士等による訪問看護サービスのみを利用することは出来ません。

職員体制：常勤看護師在籍

看護職員による定期的な状態の確認が必要となります。以下代表的なサービス内容です。

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、症状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ 在宅リハビリテーション(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 精神疾患の方の看護や認知症の介護・相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護
- ⑨ その他医師の指示による医療処置
 - ・在宅酸素の管理、指導など
 - ・留置カテーテルなどの管理

6. サービス利用料および利用者負担 利用者は訪問看護料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

(1)ご利用料金のお支払い方法について、以下の通りご案内いたします。

・ご請求について 前月分の利用料金をまとめた請求書を、毎月10日以降にお届けいたします。

※利用料金は1カ月単位で計算いたします。

・お支払い方法の選択 お支払い方法は、以下の3種類からお選びいただけます。

- 口座自動引落とし
- 銀行振込
- 現金集金

・各お支払い方法の詳細

A. 口座自動引落としをご希望の場合

- 引落とし日: 請求書をお届けした月の27日頃に、事前にご指定いただいた金融機関の口座から請求書記載の金額を自動で引き落とさせていただきます。
 - 27日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日の引落としとなります。
- お手続き: 口座自動引落としをご利用いただくには、別途お手続きが必要です。詳細はお問い合わせください。

B. 銀行振込をご希望の場合

- 振込期限: 請求書に記載の期日までにお振込みください。
- 振込先: 請求書に記載されている下記の金融機関口座へお振込みをお願いいたします。

山陰合同銀行 米子支店(080)

普通預金口座(口座番号)3860013

口座名義 株式会社 リハビリネクスト 代表取締役 宮永 一郎

- ご注意: 振込手数料はお客様のご負担となります。

C. 現金集金をご希望の場合

- 集金時期: 請求書をお届けした月の末日頃までに、担当者が集金に伺います。
- 領収書: お支払い時に領収書をお渡しいたします

(2) 保険給付対象外サービス 各種保険での給付の範囲を超えたサービス(医療機関受診・冠婚葬祭等の付添、薬局へ薬を取りに行く、買い物等)は、相談の上対応可能な場合があります。その際の利用料金は全額が利用者の自己負担となります。

(3) 交通費 介護保険利用者の場合、事業の実施地域にお住まいの方は無料です。医療保険利用者の場合、事業の実施地域にお住まいの方は無料です。事業の通常実施地域外にお住まいの方は、介護保険、医療保険での利用ともに一律500円を請求します。

料 金 表(介護保険をご利用の方)

基本料金(要介護)

1割または所得によって2割・3割の負担となります。

訪問看護	時間内 8時30分～17時30分 (単位)	利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 I2 (30分未満)	471単位	4,710円	471円	942円	1,413円
訪問看護 I3 (30分以上 60分未満)	823単位	8,230円	823円	1,646円	2,469円
訪問看護 I4 (60分以上 90分未満)	11280単位	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
訪問看護 I5 (作業療法士等 によるもの)「※現在は 体制未整備のため算定 不可」	294単位	2,940円	294円	588円	882円

基本料金(要支援)

1割または所得によって2割・3割の負担となります。

介護予防訪問看護	時間 内 8時 30 分～ 17時 30分 (単 位)	利用 料(10 割)	利用者負担額		
			1割 負担	2割 負担	3割 負担
予防訪問看護Ⅰ2(30分未満)	451 単位	4,510 円	451 円	902 円	1,353 円
予防訪問看護Ⅰ3(30分以上 60分未満)	794 単位	7,940 円	794 円	1,588 円	2,382 円
予防訪問看護Ⅰ4(60分以上 90分未満)	1090 単位	10,900 円	1,090 円	2,180 円	3,270 円
予防訪問看護Ⅰ5(作業療法 士等によるもの)	284 単位	2,840 円	284 円	568 円	852 円

その他の加算料金

			利用料(10割)			
				1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算	(Ⅰ)	500単位	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	(Ⅱ)	250単位	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算		2500単位	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
複数名訪問看護加算Ⅰ(30分未満)		254単位	2,540円	254円	508円	762円
複数名訪問看護加算Ⅰ(30分以上)		402単位	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問看護加算Ⅱ(30分未満)		201単位	2,010円	201円	402円	603円
複数名訪問看護加算Ⅱ(30分以上)		317単位	3,170円	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算		300単位	3,000円	300円	600円	900円

			利用料(10割)			
				1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	(Ⅰ)	350単位	3,500円	350円	700円	1,050円
	(Ⅱ)	300単位	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算		600単位	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		574単位	5,740円	574円	1,148円	1,722円
専門管理加算(特定ま行為に係るもの)		250単位	2,500円	250円	500円	750円

※夜間(18:00～22:00)または早朝(6:00～8:00)の訪問の場合…上記単位数の25%増

※深夜(22:00～6:00)の訪問の場合…上記単位数の50%増

【介護職員等処遇改善加算】(令和8年6月新設)

当事業所では、訪問看護に携わるスタッフの処遇改善および賃金向上のため、

令和8年6月の介護報酬改定に基づき、以下の加算を算定いたします。

- **対象加算:** 介護職員等処遇改善加算
- **算定金額:** 1か月間の総利用単位数(基本報酬+その他の加算)に、**1.8%**(訪問看護の加算率)を乗じた額。

その他の加算料金

保険適用外の料金について

死後の処置料金(在宅で死亡した場合のケア)		11,000円
介護保険・医療保険以外の利用	30分未満	5,500円
	30分以上1時間未満	9,900円
	1時間以降30分増すごとに	5,500円

料 金 表(医療保険をご利用の方)

		利用料(10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費Ⅰ	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	専門研修を受けた看護師によるもの	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円
基本療養費Ⅲ	入院中の訪問	8,500円	850円	1,700円	2,550円
管理療養費	機能強化型以外	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円

		利用料(10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算		4,500円	450円	900円	1,350円
緊急時訪問看護加算	14日まで	2,650円	265円	530円	795円
	15日から	2,000円	200円	400円	600円
24時間対応体制加算		6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等の高いもの	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	それ以外の方	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円

		利用料(10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
長時間による退院支援指導加算		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
情報提供療養費 1・2・3 (月1回)		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療DX 情報活用加算		50円	5円	10円	15円
ターミナルケア療養費	1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
夜間・早朝訪問看護加算		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算		4,200円	420円	840円	1,260円

【訪問看護ベースアップ評価料】(令和8年6月改定改定済)

当事業所では、看護職員およびその他の医療従事者の賃金改善を行うため、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た以下の評価料を算定します。

- ・訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ): 1か月につき 1,050円(※月1回を限度として算定)

・訪問看護物価対応料(1日につき) R8年 R9年

訪問看護物価対応料1

月の初日の訪問の場合 60円 120円

月の2日目以降の訪問の場合 20円 40円

その他の利用料

死後の処置料金(在宅で死亡した場合のケア)		11,000円
介護保険以外の交通費	事業所から片道30km未満(直線距離)	無料
	事業所から片道30km以上(直線距離)	500円
介護保険・医療保険以外の利用	30分未満	5,500円
	30分以上1時間未満	9,900円
	※以降30分増すごとに	5,500円

・サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等は、利用者の負担となります。

・キャンセル料

キャンセル料はかかりませんが、できるだけ前日までに中止・変更についてご連絡ください。

7.秘密の保持について

(1)当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

(2)当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

(3)事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文章による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

8. サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1)当事業所

お客様相談窓口

苦情解決責任者:内田 康太

第三者委員会:宮永 一郎

法人苦情窓口:宮永 一郎

E-mail: tetotehoukan0706@gmail.com

ご利用時間 8:30~17:30 電話0859-57-8706 FAX:0859-57-8203

(2)都道府県の窓口

公的機関においても、次の機関にてお問い合わせ、苦情の申し立て等ができます。

米子市役所長寿社会課0859-23-5131

境港市長寿社会課0859-47-1038

鳥取県国民健康保険団体連合会介護保険室介護サービス苦情相談窓口 電話 0857-20-2100

安来市役所健康福祉部・子ども未来課

電話 0854-23-3227

日吉津村役場福祉保健課

電話 0859-27-0212

伯耆町役場健康対策課・生活相談室

電話 0859-27-5952

南部町役場健康福祉課・健康福祉支援室

電話 0859-66-5535

南部貢蚊屋広域連合事務局

電話 0859-66-5522

福祉サービス運営適正委員会0857-59-6335

9. 緊急時等における対応方法

サービス提供にあたり、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等へ連絡を行い、適切に対応致します。

医療機関名
医師名
電話番号
ご家族等
1. 氏名(続柄)
2. 氏名(続柄)
3. 氏名(続柄)

10. 損害賠償と事故の対応

事業者はサービスの提供にあたって、安全に行うよう十分に注意し、事故防止に努めます。万が一、利用者やご家族にけがを負わせることや、財産を損壊した場合には速やかに応急手当をし、損害を賠償いたします。ただし、利用者自らの責に帰すべき事由による場合には、この限りではありません。

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。虐待の防止のための指針を整備し従業者に対し、虐待の防止のための研修を年に一回以上定期的に実施いたします。虐待の防止対策の責任者は次のとおりです。虐待の防止対策責任者 内田 康太

12. 身体拘束に係る事項

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ以下の(1)～(3)の要件を全て満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で必要最低限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない場合、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間の保存をいたします。また事業者とし

て身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫的: 直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- (2) 非代替性: 身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合
- (3) 一時性: 利用者様補任または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば直ちに身体的拘束等を解く場合

13. 第三者評価の実施の状況 実施の有無 無

14. (災害発生時における対応)

(基本方針) 事業所は、地震、風水害、その他の天変地異(以下「災害」という)の発生に際し、利用者の安全確保と安否確認に最善を尽くします。

(訪問の中止・変更および免責) 災害の発生、または各種気象警報の発令等により、スタッフの移動の安全が確保できない場合、公的機関から避難指示等が出されている場合、または交通遮断等の物理的要因がある場合は、事業所の判断により事前の通知なく訪問看護の提供を中止、または訪問時間を変更することができるものとします。この場合において、利用者に損害が生じたときであっても、事業所は補償の責を負わないものとします。

(安否確認と訪問の優先順位) 災害発生時、事業所はあらかじめ作成した「災害時優先度(トリアージ)基準」に基づき、医療依存度の高い利用者(人工呼吸器装着者等)の安否確認および訪問を最優先に行います。そのため、病状が安定している利用者への訪問や連絡が遅れる場合があることを、利用者はあらかじめ了承するものとします。

(連絡先および避難先の共有) 利用者は、災害時に備え、緊急連絡先(親族等)をあらかじめ事業所に届け出るものとします。また、これらに変更が生じた場合は速やかに事業所へ通知するものとします。

感染症や自然災害発生時の対応について 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な訪問看護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定し、年に一回従業員に対する研修の実施及び訓練(シミュレーション)を実施していきます。緊急時における事業継続に関する対策の責任者は次のとおりです。

緊急時業務継続対策責任者 内田 康太

15. 感染症の対応について 感染症の発生及びまん延等に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。感染症の防止のための指針を整備し従業員に対し、感染症の防止のための研修を年に一回以上定期的に実施いたします。感染症の発生及びまん延等に関する対策の責任者は次のとおりです。

感染対策委員会責任者 内田 康太

16. その他運営に関する留意事項

(1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため次の事項にご留意下さい。

- ① 看護師等に対する贈り物や食事等のもてなしは、御遠慮させていただいております。② 感染予防のため、処置、及びケア時はゴム手袋を着用することがあります。また、サービス提供前後、及び感染予防上必要な場面では手洗い、または手指消毒を行います。③ 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねます。ご了承ください。
- ④ 交通事情・前後の利用者の状況などにより、予定時間の変更や遅れが生じることがあります。
- ⑤ 悪天候や災害発生時等のやむをえない事情により、訪問日程の調整、または中止をすることがあります。

- ⑥ 担当者は変更することがあります。
- ⑦ 事業所代表番号以外の番号(携帯電話番号)を利用し、ご連絡させていただくことがあります。この番号は発信専用で運用しておりますので、基本的に着信をお受けすることができませんのでご了承ください。
- ※緊急対応(緊急訪問看護加算をご契約いただいた方専用)用の携帯番号についてはこの限りではありません。
- ⑧ 訪問看護サービスは、かかりつけ医の指示を受けて実施されます。利用者様には月1回程度の通院または訪問診療を受けていただき、医師からの「訪問看護指示書」(1～6か月ごと)が必要です。
- ⑨ ペットを室内等でご飼育されております場合、大切なペットを守るため、また職員が安全にサービスを提供させていただくため適切な安全策の実施(リードに繋いでいただく、ゲージ又はサービス提供室以外の部屋への保護等)するなどの配慮をよろしくお願いいたします。
- (2) サービス提供の質向上への取り組みとして、職員の資質向上に資する研修を計画的に行ってまいります。
- (3) 法定に準じ、サービス提供に係る諸記録を整備し、その記録を適切に保管致します。

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名